

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第9回会議（平成22年11月5日開催）議事要旨

第1 議題

ヒアリング、海外調査結果の発表等

第2 概要

1 菅家利和氏（再審無罪事件当事者）からのヒアリング

（1）発表の内容

いわゆる足利事件で犯人とされ、身に覚えのない罪で自由を奪われた。

平成3年の朝、突然自宅に警察官が来て、「お前、子供を殺したな。」と言われた。最初は意味が分からなかった。「やってません。」と言うと、警察官から胸の辺りをひじ鉄砲で突かれた。

警察署へ連れて行かれると、取調べ官から、私が犯人であることを前提に怒鳴られ、何時間も「やったんだろう。」と言われた。夜には頭がぼおっとなっていて考えることができなくなり、自認するに至った。

裁判でも、傍聴席に警察官がおり、やっていないと言うと、またあのひどい取調べを受けるのではないかと心配で、否認できなかった。「なぜ、やっていないのに認めたのか」と言われても、あのひどい取調べを経験した人でないと分からない。取調べ官には、個人的にも謝って欲しいと思う。

取調べを最初から録音・録画して欲しい。カメラは正面からだけでなく、上からや、足下からも撮って欲しい。また、取調べには、弁護士が立ち会えるようにしてもらいたい。

（2）質疑応答（ が委員からの質問事項、 が回答）

逮捕前の任意捜査の際の取調べが一番ひどかったということか。

逮捕前に、取調べ室で朝から晩まで「お前はやっているんだ。」と言われた。その時の取調べが一番ひどかった。

裁判において、当初、事実を認めたのはなぜか。

最初は、警察官が傍聴席にいて、「やったんだろう。」と言われると思ったからである。第6回の公判から「やっていない。」と言ったのは、警

警察官が傍聴席に、もしかしたらいないのではないかと思ったからである。
最初の警察の取調べで、優しい取調べはあったか。

優しくなったのは、自分が罪を認めたときであった。それからは優しく
なった。

(3) 委員のみでの検討

警察庁への質問であるが、現在のDNA型鑑定の技術の進歩を踏まえると、足利事件のようなことは起こり得ないと考えてよいか。

現在の技術であれば、菅家さんのDNA型と遺留資料のDNA型は異なるものと鑑定できる。

今の警察庁の回答を踏まえると、DNA型鑑定を活用することは、有罪の立証のためだけでなく、えん罪を防止するためにも必要と考えてもいいのではないか。

菅家さんの話を踏まえると、取調べの録音・録画は、逮捕後の取調べから開始したのでは意味がないのではないか。

2 事務局説明及び委員の発表

(1) 海外調査結果の発表(英国)

事務局から、英国における刑事司法制度について説明した。

取調べは、逮捕後1回から2回、約30分程度行われるのみであり、録音は、一定の重大犯罪に関して、実務規範により警告が行われた、警察署で実施される被疑者取調べについて義務化されている。

捜査手法として、取調べの比重が低い反面、通信傍受、会話傍受、潜入捜査、DNA型データベースが広く活用されている。

有罪答弁制度、黙秘からの不利益推定があるほか、証言を得るための制度として、司法取引、開示通告(証拠提出命令、証言強制)がある。

無罪率は全体で約20%であるが、無罪答弁を行った者の無罪率は約64%である。

(2) A委員の発表

A委員から、英国の被疑者取調べにおける「情報収集アプローチ」について、
告白を得ることよりも、被疑者からの説明を求めることに焦点を当てたアプロ

一子であること等の発表があった。また、同国における被疑者取調べを分析した論文の内容について発表があった。

(3) 質疑等

A委員の発表の英国の被疑者取調べにおける「情報収集アプローチ」について、(被疑者に自由に話をさせた後で手持ちの証拠を示して説明を求めるとのことだったが、)捜査側に手持ちの証拠がないときにはどうするのか、そのような研究はあるか。英国と我が国では、起訴等に必要な証拠水準が異なり、同一に論ずることはできないのではないか。(「情報収集アプローチ」は、英国と異なり起訴を厳格に行う我が国においては、特に手持ち証拠がない場合には、役に立たないのではないか。)

心理学の領域では、現在、手持ちの証拠が少ないときに(全く疑いがないのに取調べが行われることがないとする)、いくらかの証拠はあるとして)いつ、どのタイミングでその証拠を提示するかが研究されている。事務局の発表によれば、英国は、逮捕人員は人口比で日本の3.5倍であるが、反面、取調べは逮捕後1回から2回で時間も30分程度と、日本とはかなり異なるとのことだが、取調べを行う捜査員やバックアップする事務官の数は、日本と比較してどのようになっているのか。

警察官の数は、人口比で言うと日本よりは若干多いがそれほど変わらない。

また、逮捕人員は人口比で日本の3.5倍だが、起訴率はそれほど変わらないという話があったが、なぜか。

日本では、事件が無罪となると大変な問題となるが、英米では、裁判で白黒を付けるのであって、無罪であっても当たり前という考え方である。

英国ではラフに逮捕して、ラフに起訴しており、一方、日本では、一部例外もあるが、令状により厳密に逮捕して厳密に起訴するので、結果的に起訴率はそれほど変わらないこととなる。

英国の取調べが可視化に至る歴史的経緯、どのような事件が起きて可視化を導入するに至ったのかについて調査をしたのか。今後の海外調査は歴史的経緯を含めて調査して欲しい。

A委員の発表では、英国では、警察官は自白をとることを重視していない

とのことであった。日本の場合は、自白をとるという観念が捜査官全体にありすぎるのではないか。

自白の位置付けについては、国民が刑事司法に何を求めているかに影響されている。例えば、「なぜ我が子は死んだのか」は、被疑者本人に聞かないと分からない。また、生い立ちから犯行後までの供述は、量刑にも関係してくる。

先月ロンドン警視庁へ行ってきたが、英国では、事件を何としても解決してやろうという捜査員の熱意が欠けているように感じられた。それは、可視化したことにより取調べがインタビュー的なものとなり、捜査もそれに伴いパターン化してしまったのが原因ではないかと感じた。

3 検討

(1) 大阪府東警察署における取調べについて

B委員が、大阪府東警察署における取調べ状況を録音したものを再生した。また、事務局から、同取調べに係る事件の概要、現在の調査状況について説明を行った。

(2) 録音・録画していた供述の任意性が否定された事例について

B委員から、捜査段階における自白の任意性が争点となった殺人未遂事件で、検察官取調べのDVDが証拠採用され、任意性が否定された事例について説明があった。

検察官は、当時、取調べの一部を録音・録画した記録で取調べの任意性を立証しようとした。しかし、裁判官は、その記録から見破って取調べに任意性はないと判断したものであり、この事例は、一部の録音・録画でも、(任意性の立証に)十分効果があるということを示すものである。

最高検はそういう「検証結果」を発表したが、当該事件の検察官の公判活動を知っている者としては、矛盾があり、違和感を感じる。

(3) 自由討議

最近の殺人事件で、被疑者が、捜査当局が事件性がないと判断していたものまで自白したケースがあったが、どのような取調べで自白に至ったのか、警察庁で調べて教えてもらいたい。

4 その他（次回会議の日程等）

次回会議は、12月10日に開催予定。

なお、次回会議においては、海外調査結果発表等を行う。